

ニセコ町都市計画審議会条例（平成20年条例第25号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<u>（所掌事務）</u> <u>第2条</u> 審議会は、町長の諮問に応じ都市計画に関する諸般の事項を調査審議し、これらに関し町長に答申する。 <u>2</u> 審議会は、都市計画に関する事項について、関係行政機関に建議することができる。 _____ _____ _____ <u>（組織）</u> <u>第3条</u> （略） 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、当該各号に定める人数の範囲内で町長が任命する。 （1）・（2） （略） （3） 関係行政機関の職員及び町民 <u>若干人</u> 3・4 （略） <u>（臨時委員及び専門委員）</u> <u>第4条</u> 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、<u>臨時委員若干人を置くことができる。</u>	_____ _____ _____ _____ <u>第6条</u> 審議会は、町長の諮問に応じ都市計画に関する諸般の事項を調査審議し、これらに関し町長に答申する。 <u>2</u> 審議会は、都市計画に関する事項について、関係行政機関に建議することができる。 <u>（組織）</u> <u>第2条</u> （略） 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、当該各号に定める人数の範囲内で町長が任命する。 （1）・（2） （略） （3） 関係行政機関の職員及び町民 <u>2人以内</u> 3・4 （略） <u>（臨時委員_____）</u> <u>第3条</u> 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、<u>臨時の委員を_____置くことができる。</u>

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員
若干人を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、町長が任命する。

4 臨時委員は、特別の事項に関する調査及び審議が終了したとき、専門
委員は、専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるもの
とする。

(会長)

第5条 (略)

2・3 (略)

(会議)

第6条 (略)

2・3 (略)

2 臨時委員_____は、町長が任命する。

3 臨時委員は、特別の事項に関する調査及び審議が終了したときは、解
職する_____もの
とする。

(会長)

第4条 (略)

2・3 (略)

(会議)

第5条 (略)

2・3 (略)

(専門部会)

第8条 審議会に、専門部会を置く。

2 専門部会は、審議会の求めに応じて、次の各号に定める事項について
調査及び審議を行うものとする。ただし、第1号の規定に基づく事前景
観調査報告書が提出されない場合は、調査及び審議を行わないものと
する。

(1) ニセコ町景観条例（平成16年条例第14号。以下「条例」とい
う。）第28条の2の規定による事前意見交換会結果報告書及び条例第
29条の規定による事前景観調査報告書の内容の審査

(2) 条例第14条の規定による景観協定の認定

